平成２２年（フ）第４８２号
大阪府柏原市古町１丁目11番８号
債務者　木村　楠男
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４８９号
堺市西区草部1800番地　３棟1009号、前住所堺市西区神野町２丁15番33号　真田マンション402号
債務者　山本　顕子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４９０号
堺市西区草部1800番地　３棟1009号、前住所堺市西区神野町２丁15番33号　真田マンション402号
債務者　山本　春子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５３２号
堺市堺区錦綾町３丁５番１号、住民票上の住所大阪市東住吉区今林２丁目24番14号
債務者　筧　ハツヱ
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５６８号
堺市東区野尻町70番地172　新星和初芝マンション508号、前住所堺市中区大野芝町174番地９
債務者　高見　良一（旧姓川村）
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６１９号
堺市堺区榎元町６丁２番13号
債務者　鬼木加奈恵
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６２５号
大阪府藤井寺市道明寺５丁目６番５号
債務者　鬼木　博之
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６４７号
大阪府南河内郡太子町大字春日2170番地の42、前住所大阪府南河内郡太子町大字山田3552番地
債務者　大畑　浩子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６６３号
大阪府富田林市高辺台３丁目２番４―404号
債務者　黒田多加示
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６６６号
大阪府河内長野市小山田町451―149　プレスト・コート壱番館703、住民票上の住所大阪府河内長野市原町５丁目５番46号
債務者　片岡　佳子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６７５号
大阪府富田林市加太３丁目９番３号
債務者　エム・ツー商会こと　松原　祥史
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７２０号
大阪府松原市河合１丁目12番８号
債務者　梅村　信英
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９８０号
札幌市北区屯田９条４丁目１番２―409号
債務者　三河　　收
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１５６号
札幌市南区川沿13条２丁目４番60号　サンハウス１号
債務者　阿部　鐵夫
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２３４号
北海道江別市大麻中町１番地の14　レオパレスライトガーデン201号室
債務者　神野　久典
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２９１号
札幌市西区西野５条４丁目６番５号
債務者　浅沼　貴恵（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部